資料３－１

個人情報保護法制の一元化について

１　個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）改正の趣旨

（１）背景

ア　社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請されている一方、個人情報の取扱に関する規定・運用が公的部門（国、都道府県、市区町村等）内及び民間部門間で異なるため、データ流通の妨げとなっている。

イ　個人情報の取扱に関する規定が求められる保護水準を満たさない団体がある。

ウ　国の成長戦略の観点から、データ流通に関し、国際的な制度調和を図る必要がある。

（２）個人情報保護法改正の主な趣旨

ア　各機関における個人情報の取扱根拠を個人情報保護法へ一本化する。
　　所管：個人情報保護委員会に一元化

イ　法改正の中で、国際的な制度（EU の GDPR（一般データ保護規則）十分性認定など）や国の成長戦略（DFFT（信頼ある自由なデータ流通））へ対応する。

２　個人情報保護法改正における本市の対応

地方公共団体は、法律の施行に必要な事項を定めた条例を制定しなければならず、また、法が許容する範囲内に限り、条例で独自の保護措置を規定できることから、「千葉市個人情報保護法施行条例」を制定する必要がある。

※　法を前提に条例を作成し、規定が必要な部分を条例に盛り込む。

３　改正個人情報保護法施行に伴う本市におけるスケジュール

R3	R4				R5	
5 月 19 日	4 月	7～9 月	9 月中旬	12 月	1～3 月	4 月 1 日
改正個人情報保護法公布	国からガイドライン等の提供	千葉市情報公開・個人情報保護審議会に諮問・審議	パブリックコメント実施	条例議案の議会上程（第４回定例議会）	庁内周知・施行準備等	改正法施行 施行条例・規則等施行

４　改正法の概要（施行期日：令和５年４月１日）

①適用対象	本市も含めた地方公共団体の機関等も法の適用対象（議会を除く） 市立病院は大部分が民間規律、部分的に公的規律が適用される
②定義の一元化	公的規律と民間規律における定義は同じものとなる
③個人情報の取扱い	国と同じ規律を適用する（例：個人情報の保有制限、利用及び提供の制限等）
④個人情報の開示等請求	請求権や要件、手続の主要な部分を法律で規定
⑤個人情報ファイル簿の作成・公表	行政機関等匿名加工情報の提供制度に必要な個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付け（保有個人情報が 1,000 人以上に限る）
⑥行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入	個人情報ファイル簿に掲載された個人情報へ、行政機関等匿名加工情報の提供制度※を導入する（当面の間は都道府県及び政令指定都市に適用） ※　市が保有する個人情報を匿名化した上で、提案事業者等へ有償提供する制度 詳細は**参考資料**のとおり
⑦個人情報保護委員会と地方公共団体の関係	個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等の監督・監視、情報提供又は助言を行う